

令和元年第 3 回港区議会定例会提出予定案件（概要）

区長報告第 1 0 号

【総務部契約管財課】

専決処分について（港区立精神障害者地域活動支援センター等新築工事 請負契約の変更）

本件は、平成 3 1 年第 1 回定例会で承認された港区立精神障害者地域活動支援センター等新築工事請負契約の変更について専決処分しましたので、報告するものです。

○ 専決処分の日（契約変更の日）

令和元年 8 月 7 日

○ 変更内容

契約金額 9 億 1, 2 6 0 万円

→ 9 億 1, 7 8 9 万 1, 0 0 0 円

(5 2 9 万 1, 0 0 0 円増)

- 理 由 公共工事設計労務単価（以下「労務単価」といいます。）
の適用に係る国の特例措置を踏まえ、平成 3 1 年 3 月
1 日以降に契約を締結した工事について平成 3 1 年 3
月からの労務単価を適用することによる変更

区長報告第 1 1 号

【総務部契約管財課】

専決処分について（港区立精神障害者地域活動支援センター等新築に伴 う機械設備工事請負契約の変更）

本件は、平成 3 1 年第 1 回定例会で承認された港区立精神障害者地域活動支援センター等新築に伴う機械設備工事請負契約の変更について専決処分しましたので、報告するものです。

○ 専決処分の日（契約変更の日）

令和元年 8 月 7 日

○ 変更内容

契約金額 1 億 5, 4 3 3 万 2, 0 0 0 円

→ 1 億 5, 6 8 7 万 3, 0 0 0 円

(2 5 4 万 1, 0 0 0 円増)

- 理 由 労務単価の適用に係る国の特例措置を踏まえ、平成31年3月1日以降に契約を締結した工事について平成31年3月からの労務単価を適用することによる変更

区長報告第12号

【総務部契約管財課】

専決処分について（港区立赤坂中学校等整備工事請負契約の変更）

本件は、平成31年第1回定例会で承認された港区立赤坂中学校等整備工事請負契約の変更について専決処分しましたので、報告するものです。

- 専決処分の日（契約変更の日）

令和元年8月7日

- 変更内容

契約金額 91億6,920万円

→ 92億2,241万8,000円

（5,321万8,000円増）

- 理 由 労務単価の適用に係る国の特例措置を踏まえ、平成31年3月1日以降に契約を締結した工事について平成31年3月からの労務単価を適用することによる変更

区長報告第13号

【総務部契約管財課】

専決処分について（港区立赤坂中学校等整備に伴う空気調和設備工事請負契約の変更）

本件は、平成31年第1回定例会で承認された港区立赤坂中学校等整備に伴う空気調和設備工事請負契約の変更について専決処分しましたので、報告するものです。

- 専決処分の日（契約変更の日）

令和元年8月7日

- 変更内容

契約金額 9億8,280万円

→ 9億9,593万4,000円

（1,313万4,000円増）

- 理 由 労務単価の適用に係る国の特例措置を踏まえ、平成31年3月1日以降に契約を締結した工事について平成31年3月からの労務単価を適用することによる変更

区長報告第14号

【総務部総務課】

専決処分について（和解）

本件は、清掃車の交通事故の和解について専決処分しましたので、報告するものです。

○ 専決処分の日 令和元年8月26日

○ 概要

（1）事件の要旨

令和元年6月12日港区高輪三丁目26番先の国道15号道路上において、停止していた清掃車（軽小型貨物車）に株式会社FOOD ARCHITECT LAB（以下「相手方」といいます。）所有の軽小型貨物車が追突した交通事故により、当該清掃車が損傷を受けた損害について、和解により本件事件の早期解決を図ることとしたものです。

（2）和解事項

ア 相手方は、区に対し、8万892円の支払義務があることを認める。

イ 区は、その余の請求を放棄する。

ウ 区及び相手方は、区と相手方との間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

議案第66号

【総務部人事課】

港区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例

本案は、「地方公務員法」の一部改正により、会計年度を超えない範囲内で任用される一般職の非常勤職員の任用制度（以下「会計年度任用職員制度」といいます。）の導入及び臨時的に任用される職員（以下「臨時的任用職員」といいます。）の任用要件の厳格化に伴い、規定を整備するものです。

○ 内容

（1）各条例に会計年度任用職員等に係る規定を追加します。

（2）条例で引用している地方公務員法等の条項番号を変更します。

○ 施行期日 令和2年4月1日

[改正条例一覧]

1	港区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
---	------------------------

2	公益的法人等への港区職員の派遣等に関する条例
3	外国の地方公共団体の機関等に派遣される港区職員の処遇等に関する条例
4	港区職員の分限に関する条例
5	港区職員の懲戒に関する条例
6	港区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
7	港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
8	港区職員の配偶者同行休業に関する条例
9	港区職員の育児休業等に関する条例
1 0	港区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例
1 1	港区職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

議案第 6 7 号

【選挙管理委員会事務局】

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

本案は、更正決定又は繰上補充に係る選挙会の出席者の報酬について定めるものです。

- 内 容 更正決定又は繰上補充を行うための選挙会に出席した選挙長及び選挙立会人の報酬について定めます。

選挙長 6, 0 0 0 円

選挙立会人 5, 0 0 0 円

- 施行期日 公布の日

議案第 6 8 号

【総務部人材育成推進担当】

港区職員の給与に関する条例及び港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による「地方公務員法」の一部改正により、地方公務員の欠格条項から成年被後見人等の規定が削除されるほか、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行による「地方公務員法」の一部改正により、会計年度任用職員制度の導入及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化に伴い、規定を整備するものです。

- 内 容

(1) 退職手当等に係る成年被後見人等の規定を削除します。

例) 退職手当の場合

現 行	改正案
全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者	全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

(2) 会計年度任用職員等の勤続期間の計算等について定めます。

- 施行期日 (1) については令和元年12月14日、(2) については令和2年4月1日

議案第69号

【総務部人事課】

港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(新規)

本案は、「地方公務員法」の一部改正により、会計年度任用職員制度が導入されるほか、「地方自治法」の一部改正により、会計年度任用職員に対する給与、費用弁償等の支給に係る規定が整備されることに伴い、会計年度任用職員の給与、費用弁償等について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

○ 内 容

- (1) フルタイムで任用する会計年度任用職員の給料及び諸手当について定めます。
- (2) パートタイムで任用する会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償について定めます。

- 施行期日 令和2年4月1日

議案第70号

【総務部人材育成推進担当】

港区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「地方公務員法」の一部改正により、地方公務員の欠格条項から成年被後見人等の規定が削除されることに伴い、規定を整備するものです。

- 内 容 条例で引用している地方公務員法の条項番号を変更します。
- 施行期日 令和元年 12 月 14 日

議案第 71 号 **【街づくり支援部土木管理課】**
港区立公園条例及び港区立児童遊園条例の一部を改正する条例

本案は、品川駅北周辺地区土地区画整理事業の施行に伴い、高浜公園及び車町児童遊園を廃止するものです。

- 内 容
 - (1) 高浜公園（芝浦四丁目 3 番 30 号）を廃止します。
 - (2) 車町児童遊園（高輪二丁目 20 番 29 号）を廃止します。
- 施行期日 区規則で定める日（（1）については令和元年 12 月 1 日予定、（2）については同月 27 日予定）

議案第 72 号 **【街づくり支援部建築課】**
港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

本案は、都市計画が変更された環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画の区域内における建築物の制限を定めるものです。

- 内 容
 - (1) 地区整備計画の区域について、条例で引用している東京都告示番号を変更します。
 - (2) 計画地区に「V-2 街区」を加えます。
- 施行期日 公布の日

議案第 73 号 **【環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所】**
港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正により、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者の欠格条項から成年被後見人等の規定が削除されることに伴い、規定を整備するものです。

- 内 容 条例で引用している廃棄物の処理及び清掃に関する法律の条項番号を変更します。
- 施行期日 令和元年 12 月 14 日

議案第 7 4 号

【芝地区総合支所区民課】

港区印鑑条例の一部を改正する条例

本案は、「住民基本台帳法施行令」の一部改正を踏まえ、旧氏による印鑑の登録ができることとするものです。

○ 内 容

- (1) 旧氏の全部又は一部を用いて印鑑の登録ができることとします。
- (2) 旧氏で印鑑を登録した場合の事務手続について定めます。

○ 施行期日 令和元年 1 1 月 5 日

議案第 7 5 号

【産業・地域振興支援部地域振興課】

港区立大平台みなと荘条例の一部を改正する条例

本案は、大平台みなと荘の利用料金について、新たに利用料金の区分を定めるとともに、当該区分の上限額を定めるものです。

○ 内 容 新たに利用料金の区分及び上限額を定めます。

[現行]

利用 区分	1 部屋の利用 人数	利用料金	
		大人	子供
宿泊	1 人	10,500 円	—
	2 人、3 人	10,000 円	5,000 円
	4 人、5 人	9,500 円	
休憩		500 円	250 円

[改正案]

利用 区分	1 部屋の利用 人数	利用料金			
		休前日等の利用		休前日等以外の利用	
		大人	子供	大人	子供
宿泊	1 人	14,500 円	—	11,500 円	—
	2 人、3 人	12,000 円	6,000 円	9,000 円	4,500 円
	4 人、5 人	10,000 円		7,000 円	
休憩		500 円	250 円	500 円	250 円

※休前日等の利用は土曜日、休日の前日、1 月 1 日から同月 3 日まで並びに 1 2 月 2 9 日及び同月 3 0 日の利用をいいます。

○ 施行期日 令和 2 年 1 月 1 日（同年 4 月 1 日以後の利用分について適用）

議案第 7 6 号**【子ども家庭支援部子ども家庭課】****港区立母子生活支援施設条例（新規）**

本案は、港区立母子生活支援施設を設置するものです。

○ 内 容

（１）施設の名称、位置及び室数を定めます。

名 称	港区立母子生活支援施設メゾン・ド・あじさい
位 置	港区南青山五丁目 7 番 1 2 号
室 数	1 0 室

（２）事業、入退所に関する取扱い、使用料等の管理運営に関する事項を定めます。

（３）指定管理者に関する事項を定めます。

○ 施行期日 区規則で定める日（令和 3 年 4 月 1 日予定）。ただし、（３）の一部については、公布の日

議案第 7 7 号**【子ども家庭支援部保育課】****港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

本案は、「児童福祉法」の一部改正により、養育里親及び養子縁組里親の欠格条項から成年被後見人等の規定が削除されたことに伴い、規定を整備するものです。

○ 内 容 条例で引用している児童福祉法の条項番号を変更します。

○ 施行期日 公布の日

議案第 7 8 号**【子ども家庭支援部保育課】****港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例**

本案は、国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

○ 施行期日 公布の日

議案第 79 号**【子ども家庭支援部子ども家庭課】****港区学童クラブ条例の一部を改正する条例**

本案は、高輪台小学校の校舎増築に伴い、学童クラブ事業の実施場所を追加するものです。

- 内 容 学童クラブ事業の実施場所を追加します。
名 称 放課 G O → 学童クラブたかなわだい
位 置 港区高輪二丁目 8 番 2 4 号
- 施行期日 区規則で定める日（令和 2 年 7 月 1 日予定）

議案第 80 号**【保健福祉支援部障害者福祉課】****港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例（新規）**

本案は、手話が言語であることの理解の促進及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関し、基本理念を定めるとともに、区の責務並びに区民等及び事業者の役割を明らかにすることにより、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会を実現することを目的として、新たに条例を制定するものです。

- 内 容
 - （１）基本理念を定めます。
 - （２）区の責務並びに区民等及び事業者の役割を定めます。
 - （３）施策の基本方針を定めます。
- 施行期日 令和元年 12 月 1 日

議案第 81 号**【保健福祉支援部保健福祉課】****港区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例**

本案は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」等の一部改正を踏まえ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための付属機関を設置するものです。

- 内 容
 - （１）災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、港区災害弔慰金等支給審査会を設置します。
 - （２）その他規定の整備
- 施行期日 公布の日

議案第 8 2 号 **【教育委員会事務局学校教育部教育指導課】**
港区立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例を廃止する条例

本案は、「地方公務員法」の一部改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、区立学校等に勤務する講師が会計年度任用職員として任用されることとなるため、条例を廃止するものです。

○ 施行期日 令和 2 年 4 月 1 日

議案第 8 3 号 **【教育委員会事務局学校教育部教育指導課】**
港区立教育センター条例の一部を改正する条例

本案は、教育センターの位置を変更するとともに、事業を拡充するものです。

○ 内 容

(1) 教育センターの位置を変更します。

港区白金三丁目 1 8 番 2 号 → 港区虎ノ門三丁目 6 番 9 号

(2) 教育センターの事業を拡充します。

○ 施行期日 教育委員会規則で定める日（令和 2 年 4 月 1 日予定）

議案第 8 4 号 **【教育委員会事務局学校教育部教育指導課】**
港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「地方公務員法」の一部改正により、会計年度任用職員制度の導入及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化に伴い、規定を整備するものです。

○ 内 容 臨時的任用職員の特別休暇を定めます。

○ 施行期日 令和 2 年 4 月 1 日

議案第 8 5 号 **【教育委員会事務局教育推進部教育長室】**
港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「地方公務員法」の一部改正により、地方公務員の欠格条項から成年被後見人等の規定が削除されるほか、会計年度任用職員制度の導入及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化に伴い、規定を整備するものです。

○ 内 容

(1) 成年被後見人等に係る期末手当等の支給に関する取扱いが不要となるため、規定を削除します。

(2) 臨時的任用職員の昇給についての適用除外を定めます。

○ 施行期日 (1) については令和元年12月14日、(2) については令和2年4月1日

議案第86号

【企画経営部財政課】

令和元年度港区一般会計補正予算（第3号）

議案第87号

【企画経営部財政課】

令和元年度港区介護保険会計補正予算（第2号）

議案第88号

【会計室】

平成30年度港区一般会計歳入歳出決算

議案第89号

【会計室】

平成30年度港区国民健康保険事業会計歳入歳出決算

議案第90号

【会計室】

平成30年度港区後期高齢者医療会計歳入歳出決算

議案第91号

【会計室】

平成30年度港区介護保険会計歳入歳出決算

議案第92号

【総務部契約管財課】

工事請負契約の承認について（港区立赤坂中学校等整備に伴う電気設備工事）

本案は、港区立赤坂中学校等整備に伴う電気設備工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

○ 内 容

(1) 契約金額 5億9,950万円

(2) 工 期 契約締結の日の翌日から令和5年8月11日まで

(3) 契約の相手方 港区浜松町一丁目18番16号
株式会社四電工東京本部

議案第 93 号**【総務部契約管財課】****工事請負契約の承認について（港区立赤坂中学校等整備に伴う給排水衛生ガス設備工事）**

本案は、港区立赤坂中学校等整備に伴う給排水衛生ガス設備工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

○ 内 容

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| （１）契約金額 | 4 億 7, 8 5 0 万円 |
| （２）工 期 | 契約締結の日の翌日から令和 5 年 8 月 1 1 日まで |
| （３）契約の相手方 | 港区芝四丁目 1 0 番 3 号
川本工業株式会社東京支店 |

議案第 94 号**【総務部契約管財課】****工事請負契約の承認について（（仮称）芝浦第二小学校等整備に伴う電気設備工事）**

本案は、（仮称）芝浦第二小学校等整備に伴う電気設備工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

○ 内 容

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| （１）契約金額 | 6 億 1, 1 6 0 万円 |
| （２）工 期 | 契約締結の日の翌日から令和 4 年 1 月 3 1 日まで |
| （３）契約の相手方 | 港区三田三丁目 1 2 番 1 5 号
住友電設株式会社東京本社 |

議案第 95 号**【総務部契約管財課】****物品の購入について（図書館システム用サーバー等）**

本案は、図書館システム用サーバー等を購入するものです。

○ 内 容

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| （１）購入の目的 | 図書館システム用サーバー等の更新 |
| （２）購入品目及び
数量 | サーバー 2 台
ストレージ 1 台 |
| （３）購入予定価格 | 2, 1 3 6 万 7, 5 0 0 円 |
| （４）購入の相手方 | 港区芝四丁目 4 番 1 2 号
三信電気株式会社 |

議案第 96 号**【総務部契約管財課】****物品の購入について（港区立教育センター什器等）**

本案は、港区立教育センターの什器等を購入するものです。

○ 内 容

- | | |
|-------------|---|
| （１）購入の目的 | 港区立教育センターの移転に伴う備品の整備 |
| （２）購入品目及び数量 | 机 102 台
椅子 240 脚
棚 193 台
その他 6 点 |
| （３）購入予定価格 | 3,958 万 9,000 円 |
| （４）購入の相手方 | 港区白金三丁目 12 番 12 号
株式会社ニシダ |

議案第 97 号**【総務部総務課】****和解について**

本案は、芝保育園で発生した汚水の逆流事故について、和解するものです。

○ 内 容**（１）事件の要旨**

平成 30 年 12 月 26 日、都営住宅芝五丁目アパートに併設する港区立芝保育園の一部のトイレから汚水が逆流し、調理室、廊下等が浸水した事故に伴い、区に発生した損害について当該都営住宅を管理する東京都住宅供給公社（以下「相手方」といいます。）と協議し、和解により本件事件の解決を図るものです。

（２）和解事項

ア 相手方は、区に対し、1,377 万 8,624 円の支払義務があることを認める。

イ 区は、その余の請求を放棄する。

ウ 区及び相手方は、区と相手方との間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

【芝地区総合支所まちづくり課】

本案は、江戸見坂公園の指定管理者を指定するものです。

(1) 対象施設	港区立江戸見坂公園
(2) 指定管理者	港区三田四丁目7番27号株式会社日比谷アメニス内 アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ
(代表団体)	株式会社日比谷アメニス
(構成団体)	株式会社ケイミックス
(構成団体)	株式会社日比谷花壇
(3) 指定の期間	令和元年11月1日から令和2年3月31日まで

【芝地区総合支所まちづくり課】

指定管理者の指定について（港区立本芝公園等）

本案は、芝地区総合支所管内の区立公園等の指定管理者を指定するものです。

(1) 対象施設

港区立本芝公園
港区立イタリア公園
港区立桜田公園
港区立塩釜公園
港区立南桜公園
港区立芝公園
港区立江戸見坂公園
港区立金杉橋児童遊園
港区立芝新堀町児童遊園
港区立松本町児童遊園
港区立芝五丁目児童遊園
港区立三田小山町児童遊園
港区立三田二丁目児童遊園
港区立三田綱町児童遊園
港区立浜松町四丁目児童遊園
港区立芝大門二丁目児童遊園

- | | |
|-----------|--------------------------|
| | 港区立虎ノ門三丁目児童遊園 |
| | 港区立西久保巴町児童遊園 |
| (2) 指定管理者 | 港区三田四丁目7番27号株式会社日比谷アメニス内 |
| | アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ |
| (代表団体) | 株式会社日比谷アメニス |
| (構成団体) | 株式会社ケイミックス |
| (構成団体) | 株式会社日比谷花壇 |
| (3) 指定の期間 | 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで |

議案第100号 **【高輪地区総合支所まちづくり課】**
指定管理者の指定について（港区立亀塚公園等）

本案は、高輪地区総合支所管内の区立公園等の指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 対象施設 | 港区立亀塚公園 |
| | 港区立三田台公園 |
| | 港区立高松くすのき公園 |
| | 港区立高輪森の公園 |
| | 港区立高輪公園 |
| | 港区立白金公園 |
| | 港区立豊岡町児童遊園 |
| | 港区立三田松坂児童遊園 |
| | 港区立松ヶ丘児童遊園 |
| | 港区立高松児童遊園 |
| | 港区立二本榎児童遊園 |
| | 港区立泉岳寺前児童遊園 |
| | 港区立高輪南町児童遊園 |
| | 港区立白金志田町児童遊園 |
| | 港区立白高児童遊園 |
| | 港区立白金一丁目児童遊園 |
| | 港区立四の橋通児童遊園 |
| | 港区立三光児童遊園 |
| | 港区立雷神山児童遊園 |
| | 港区立奥三光児童遊園 |

- | | |
|-----------|----------------------------|
| | 港区立白金児童遊園 |
| | 港区立白金台四丁目児童遊園 |
| | 港区立白台児童遊園 |
| | 港区立白金台どんぐり児童遊園 |
| (2) 指定管理者 | 港区三田四丁目7番27号
株式会社グリーンバル |
| (3) 指定の期間 | 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで |

議案第101号 **【芝浦港南地区総合支所管理課】**
指定管理者の指定について（港区立伝統文化交流館）

本案は、伝統文化交流館の指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- | | |
|-----------|--|
| (1) 対象施設 | 港区立伝統文化交流館 |
| (2) 指定管理者 | 港区赤坂四丁目18番13号公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団内
伝統文化交流館運営共同事業体 |
| (代表団体) | 公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団 |
| (構成団体) | 株式会社小学館集英社プロダクション |
| (構成団体) | 大星ビル管理株式会社 |
| (3) 指定の期間 | 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで |

議案第102号 **【保健福祉支援部高齢者支援課】**
指定管理者の指定について（港区立介護予防総合センター）

本案は、介護予防総合センターの指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| (1) 対象施設 | 港区立介護予防総合センター |
| (2) 指定管理者 | 中央区新川一丁目21番2号
セントラルスポーツ株式会社 |
| (3) 指定の期間 | 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで |

議案第 103 号 **【子ども家庭支援部保育・児童施設計画担当】**
指定管理者の指定について（港区立赤坂子ども中高生プラザ青山館）

本案は、赤坂子ども中高生プラザ青山館の指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区立赤坂子ども中高生プラザ青山館
- (2) 指定管理者 東京都清瀬市中里五丁目 9 1 番 2
社会福祉法人東京聖労院
- (3) 指定の期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで

議案第 104 号 **【麻布地区総合支所管理課】**
指定管理者の指定について（港区立麻布子ども中高生プラザ）

本案は、麻布子ども中高生プラザの指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区立麻布子ども中高生プラザ
- (2) 指定管理者 渋谷区東二丁目 2 2 番 1 4 号
公益財団法人児童育成協会
- (3) 指定の期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

議案第 105 号 **【教育委員会事務局学校教育部学務課】**
指定管理者の指定について（港区立箱根ニコニコ高原学園）

本案は、箱根ニコニコ高原学園の指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区立箱根ニコニコ高原学園
- (2) 指定管理者 新宿区西新宿三丁目 2 番 2 6 号
F u n S p a c e 株式会社
- (3) 指定の期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

議案第 106 号 **【教育委員会事務局学校教育部教育指導課】**
指定管理者の指定について（港区立みなと科学館）

本案は、みなと科学館の指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- | | |
|-----------|---|
| (1) 対象施設 | 港区立みなと科学館 |
| (2) 指定管理者 | 千代田区紀尾井町3番23号株式会社トータルメディア開発研究所内
トータルメディア・東急コミュニティーみなと科学館運営グループ |
| (代表団体) | 株式会社トータルメディア開発研究所 |
| (構成団体) | 株式会社東急コミュニティー |
| (3) 指定の期間 | 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで |

(追加議案)

港区教育委員会教育長の任命の同意について

本案は、令和元年10月11日で任期満了となる青木康平教育長の後任者について、任命の同意を求めるものです。